

新スタイル事業展開支援補助金

| | |
|--------|---|
| 目的 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止と事業継続の両立を目的とし、コロナ禍後を踏まえた新たなビジネスやサービス・生産プロセスの導入等による売上向上に向けた取組を支援する。 |
| 補助対象者 | (1) 村内に事業所を有し事業を営んでいる中小企業若しくは小規模企業 又は村内に住所若しくは事業所を有し事業を営んでいる個人事業者 (2) 補助金の交付後も事業活動を継続する意思があること (3) 村税等村への納付金を滞納していない者 |
| 補助対象経費 | 下記の全てを満たし、新たなビジネスやサービス・生産プロセス導入等に係る費用。 ただし、設備資金にあたる経費は、村内に所在する事業所にかかる経費のみを補助対象とする。 (1) 補助対象経費がコロナ禍後を踏まえた取組であること (2) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費 (3) 令和3年4月1日以降に発生し、対象期間中に支払が完了した経費 (4) 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費 (5) 具体的かつ数量が明確になっていること 対象外経費の主なもの (1) 事業の直接経費となるもの(販売するものの材料等) (2) 既存事業のために使用するものや、事業実施期間外の経費 (3) 目的外使用になり得る汎用性の高いもの |
| 補助率 | 補助対象経費(消費税抜)の4分の3(千円未満切捨て) |
| 補助額 | 上限30万円 2度目以降は30万円から既確定額を控除した額。 |
| 注意点 | <ul style="list-style-type: none">国や県、阿智村、あるいは阿智村以外の地方公共団体が行う他の制度にて補助対象となった経費は、本補助金の補助対象となりません。単純な事業継続をするための取組は補助対象となりません。交付決定は、その事業内容や経費等妥当性を審査し決定します。 |
| 受付期間 | 令和4年4月1日から令和5年1月31日まで |
| 申請窓口 | 阿智村役場 商工観光課(0265-43-2220) |
| お問い合わせ | 阿智村商工会(0265-43-2241) 阿智村役場 商工観光課(0265-43-2220) |

提出書類

| 提出時期 | 提出物 | 提出要否 | | |
|----------------------|------------------------------------|-----------------|-----------------------|-------------------|
| | | 補助対象とする事業を開始する方 | 補助対象とする事業を開始しており未完了の方 | 補助対象とする事業を完了している方 |
| 交付申請時 | 新スタイル事業展開支援補助金申請書 | 要 | 要 | 要 |
| | 【個人】直近の確定申告書類 【法人】直近の法人村民税の申告書類 | 要 | 要 | 要 |
| | 補助対象経費の見積書、明細書の写し | 要 | いずれかが必要 | 不要 |
| | 補助対象経費の領収書、明細書の写し | 不要 | | 要 |
| | 事業の成果が確認できる資料、竣工写真等 | 不要 | 不要 | 要 |
| 交付決定後 から 実績報告時 | 新スタイル事業展開支援補助金実績報告書 | 要 | 要 | 要 |
| | 補助対象経費の領収書、明細書の写し | 要 | 要 | 不要 |
| | 事業の成果が確認できる資料、竣工写真等 | 要 | 要 | 不要 |
| 実績報告後 から 額の確定時 | 新スタイル事業展開支援補助金交付請求書 | 要 | 要 | 要 |

※交付決定後、交付申請時の内容に変更が生じた際は、阿智村役場 商工観光課までお問合せください。